



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2023 年 6 月 20 日(火)

パーシャルスピノフ

成長の見込まれる事業を切り出し、グループ全体の企業価値向上をはかる仕組みの一つとして、パーシャルスピノフの活用が上場企業で期待されています。

そもそもスピノフとは

スピノフは、平成 29 年度の税制改正で創設された事業再編の手法です。法人が事業の一部を切り出し、その事業を営む子会社の株式を株主に交付することにより、それぞれの会社は独立して中核事業に専念し、機動的に経営することができます。

完全子会社を設立し、事業の切り出しと同時に、子会社株式を株主に交付する方式(単独新設分割型分割)とスピノフする事業を既に営む完全子会社の株式を株主に交付する方式(株式分配)とがあります。株式全部の交付など一定の要件を満たすと適格組織再編となり、事業譲渡益は繰延べられ、株主の配当にも課税されません。

20%未満まで株式の保有が可能に

パーシャルスピノフは、令和 5 年度税制改正で、スピノフの適格要件が一部緩和され、事業を切り出した後も子会社株式の 20%未満であれば保有できる制度として新たに創設されました。スピノフの後もグループ会社間のシナジー効果を高めながら、それぞれの事業の成長をはかるメリッ

トが生まれます。

現状は令和 6 年 3 月 31 日まで一年限りの制度ですが、次の税制改正にて制度の延長または恒久化を見越し、制度活用の検討開始を公表する上場企業も出てきました。

パーシャルスピノフの適格要件

適格組織再編となる要件は次の通りです。

- ① 産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受ける
- ② 分割法人又は現物分配法人の株主の持株数に応じ、完全子法人の株式のみ交付
- ③ 発行済株式の保有は 20%未満
- ④ 完全子法人の従業員の概ね 90%以上が引き続き、事業に従事
- ⑤ スピノフの前後を通じ、他の者による支配関係がない、支配関係がない見込み
- ⑥ 主要資産負債引継要件、主要事業継続要件、特定役員継続要件を満たす
- ⑦ 関係事業者等の特定役員に新株予約権が付与され又は付与される見込み

スピノフを求める投資ファンドと攻防も

一方、上場企業が海外の投資ファンドから事業のスピノフを要求される事例も出ており、短期の投資回収か、長期的な事業育成を目指すのか、攻防が続くそうです。



私たちは、長期的な戦略で企業価値の向上を目指します。